

キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

本助成金は、労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成するものです。2023年10月1日から2026年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
①賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円(注)
②賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円(注)
③賃金の18%以上を増額	3年目 20万円(注)

(注) 1,2年目は取組から6か月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

(2) 労働時間延長メニュー

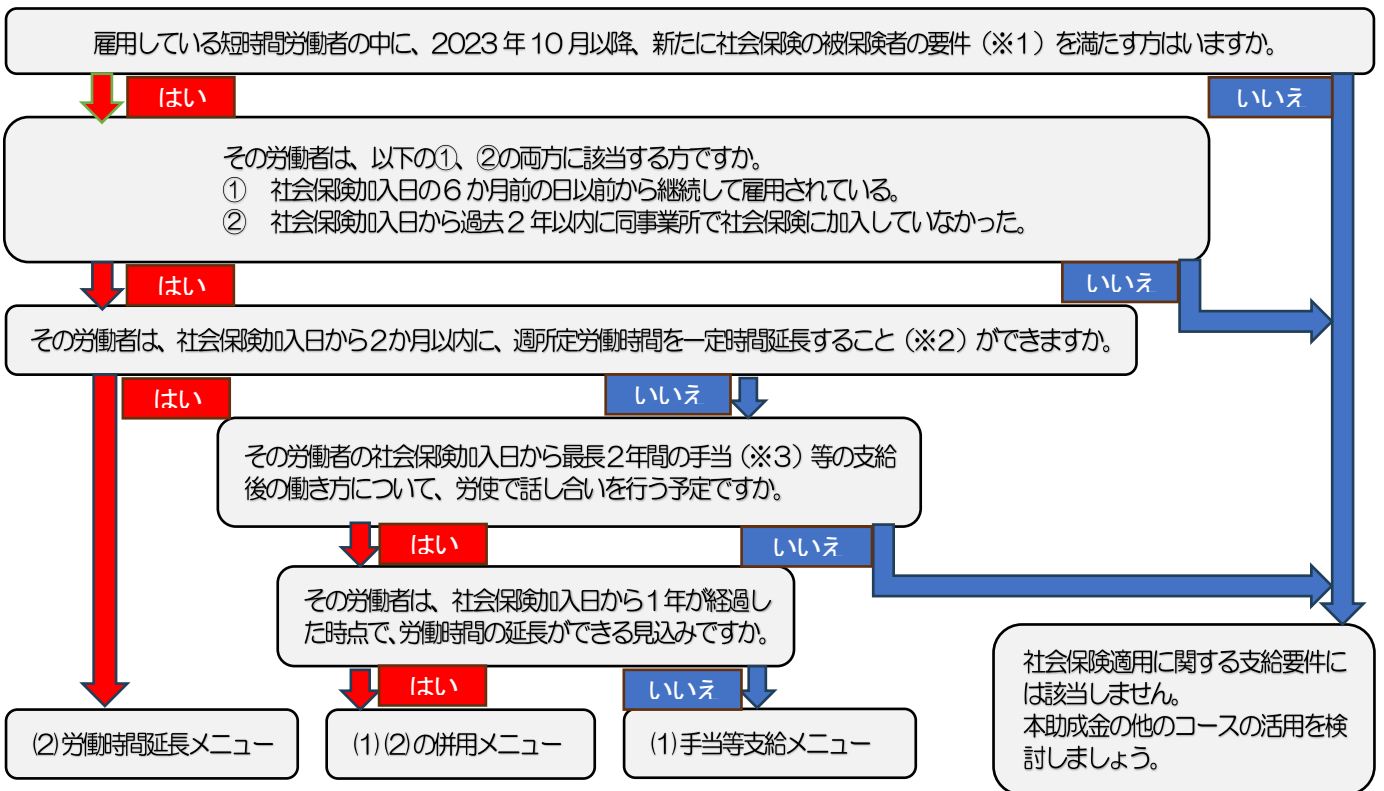
週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額

※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。(上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

● 対象となる労働者をチェック



※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。

※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2) 労働時間延長メニュー」を参照。

※3 社会保険適用促進手当(標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当)

● キャリアアップ計画書を事前に提出

本助成金は、キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに管轄労働局まで提出する必要があります。